資料２

第87回接続政策委員会
ヒアリング資料

2026年11月16日

楽天モバイル株式会社

Rakuten Mobile

はじめに

- ビル＆キープ方式の原則化により、**全ての接続事業者における収支や事業者間精算の在り方は、大きく変更されることになります。**
  この変更は、コスト構造の変化への耐性のある大手事業者に有利に働き、非指定事業者が淘汰される、ひいては電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保が損なわれる恐れがあり、**電気通信市場に重大な影響を及ぼす可能性**があります。

- このため、引き続きこのような公開の場において、関係事業者の意見を十分に聴取し、その影響を多角的に検証した上で、**事業者間のコンセンサスを丁寧に形成していくことが肝要**と考えております。

ビル＆キープを原則化することに対する丁寧な議論の必要性

- ビル＆キープ方式の原則化を拙速に進めた場合、コスト構造の変化への耐性のある大手事業者に有利に働き、非指定事業者が淘汰される、ひいては**電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保が損なわれる恐れ**がある。
- 本件は、大手事業者のみではなく、全ての接続事業者における収支・事業継続に大きく影響する政策であることから、**事業者間のコンセンサスを丁寧に形成していく**ことが肝要。

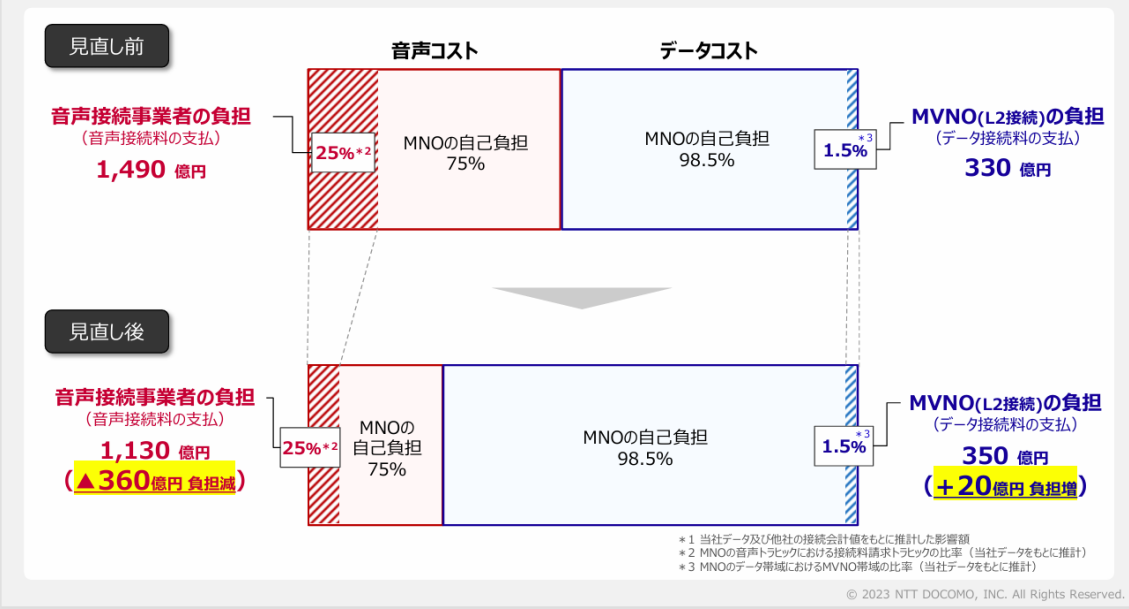


電気通信業界全体の安定性確保の観点で、
大手事業者のみではなく、全ての
接続事業者のコンセンサスを丁寧に
形成していくことが肝要

参考：ビル＆キープを原則化することに対する市場への影響

- ビル＆キープ方式の原則化は、接続事業者のコスト構造を大きく変更するものであり、電気通信市場に重大な影響を与える可能性がある。
- この変化により、非指定事業者も含め、自社のサービス内容のみならず、**利用者への提供形態についても、重大な変更を余儀なくされる可能性がある**。

2023年時点 NTTドコモ殿試算



音声配賦見直しにより360億円の音声接続料負担減が生じるとのNTTドコモ殿推計（2023年時点）。

今回ビル＆キープにおいては、さらに大きな形で音声接続料を見直す形になるため、業界全体で**数百億～1千億円規模でのコスト構造の変化が生じる可能性**がある。

モバイル接続料費用配賦ワーキンググループ(第2回)　事業者ヒアリング資料
https://www.soumu.go.jp/main_content/000920024.pdf

参考：ビル＆キープを原則化することに対する市場への影響

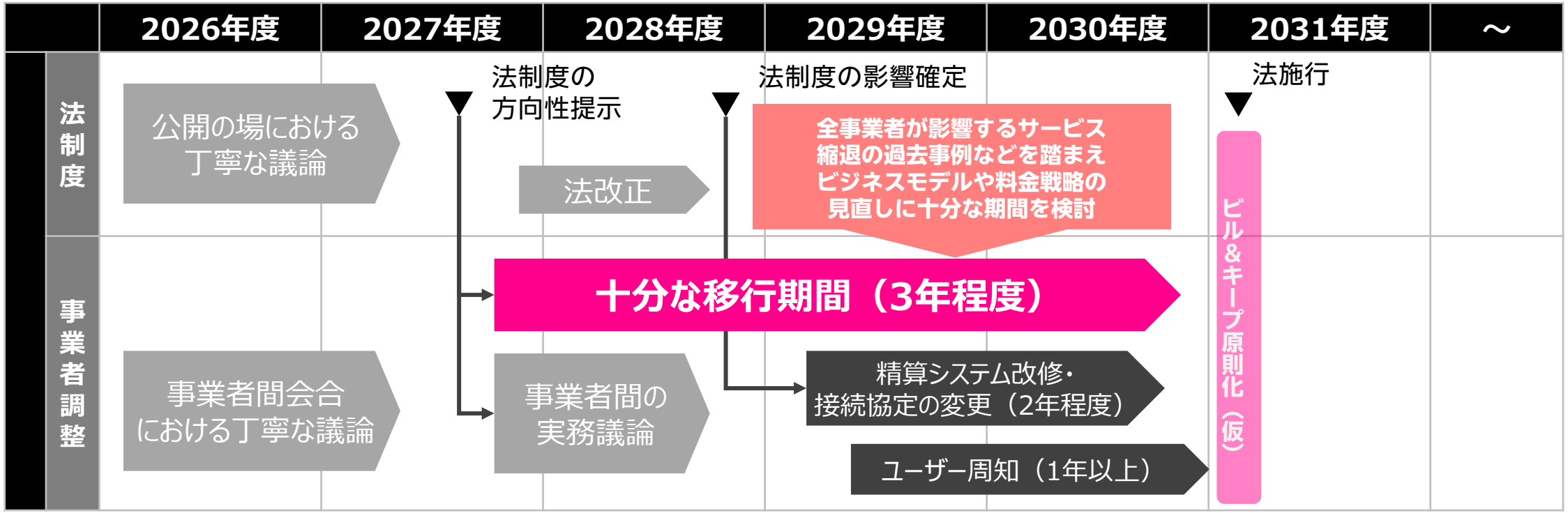
構成員限り

参考：ビル＆キープを原則化することに対する市場への影響

構成員限り

1．移行期間（原則化の適用時期）についての考え方

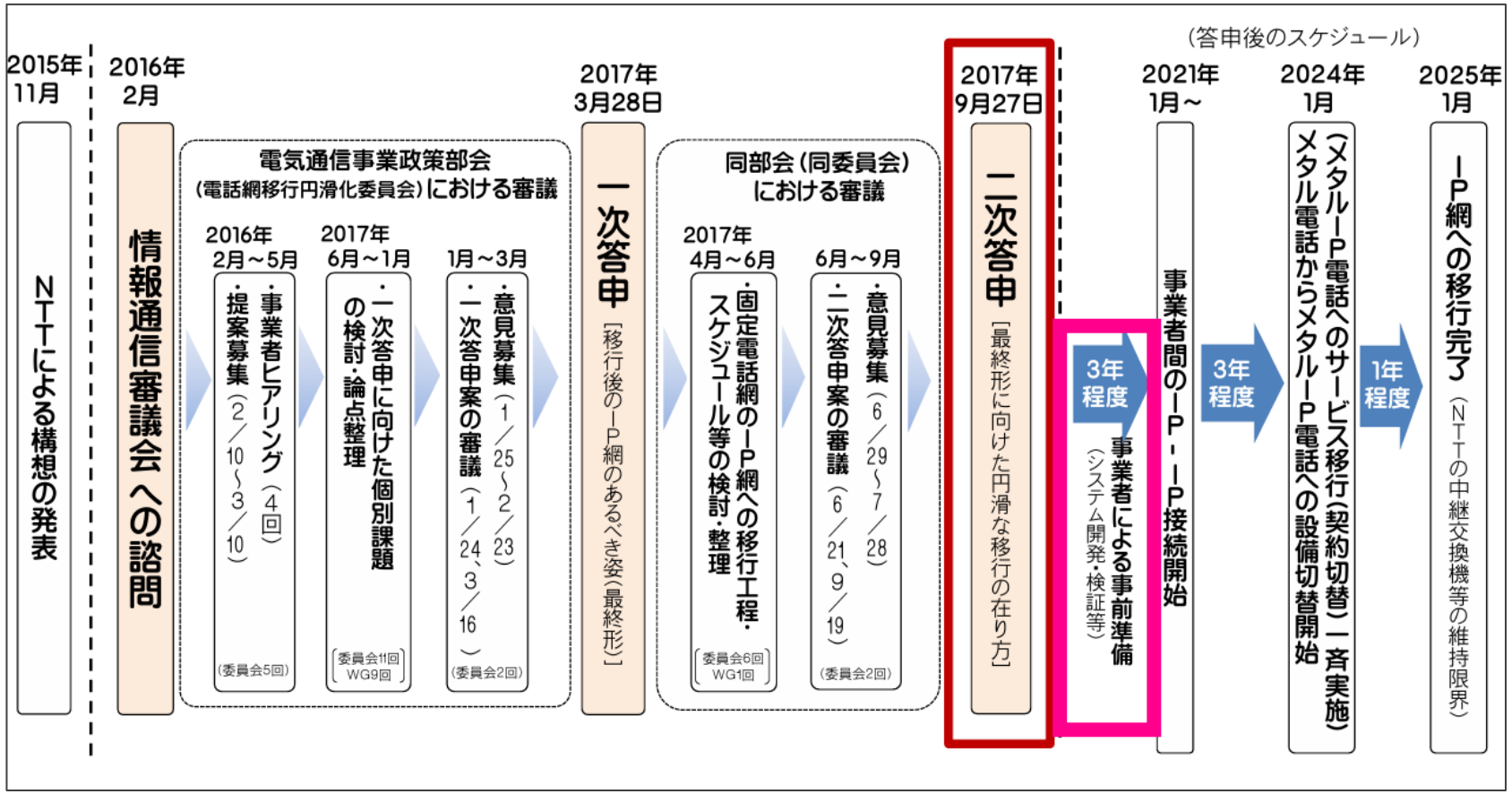
- （再掲）ビル＆キープ方式の原則化を拙速に進めた場合、コスト構造の変化への耐性のある大手事業者に有利に働き、非指定事業者が淘汰される、ひいては**電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保が損なわれる恐れ**がある。
- ビル＆キープの原則化による、**電気通信市場への影響、ひいては国民の電気通信サービスへの影響を最小化すべく、十分な移行期間が必要**。



※あくまでも最短で対応できる場合のイメージ。公開の場や事業者間の議論の状況に応じて、修正が必要と認識

参考：マイライン廃止の際の合意形成の経緯

- IP網への移行の議論の一部で、マイライン廃止について2016年～2017年にかけて議論がなされたと認識。
- 2017年の二次答申にて、マイライン廃止の方向性が確定したのち、 2021年のIP接続開始まで、
  3年程度をかけて事業者間においても各種の検討・調整がなされたものと認識。



固定電話網の円滑な移行の在り方　二次答申～最終形に向けた円滑な移行の在り方～〈概要〉
https://www.soumu.go.jp/main_content/000509768.pdf

２・３．激変緩和措置の必要性／手法についての考え方

- 電気通信市場への影響、ひいては国民の電気通信サービスへの影響を最小化するための**十分な移行期間が確保できるのであれば、重ねての激変緩和措置は不要。**
- **十分な移行期間をもって、実質的に激変緩和措置の役割を果たせると考える。**

ビル＆キープの原則化の議論		激変緩和措置の議論
ビル＆キープの原則化の諸々の論点（時期、対象の呼 等）につき、既に事業者間で意見が割れていると認識	＋	電気通信市場への影響を抑制する観点から、措置の対象・期間・条件等の論点につき、さらに事業者間の意見が割れるものと想定

- ✓ **追加的な議論により事業者間の利害が衝突、意見対立が深まる恐れ**
- ✓ **十分な移行期間により、電気通信市場への影響を最小化すべき**

４．激変緩和措置を実施しない場合における音声接続料の算定方法の考え方

- 現在LRICが果たしている2つの役割については、引き続き有効。
- 激変緩和措置を実施しない場合、**ビル＆キープ方式の原則化まで、現行のLRICを維持するべき**。

ベンチマークとしての役割	「現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備・技術を利用する」LRIC方式の前提により、**設備構成によらず、固定系非指定電気通信事業者はベンチマークとしてLRICを利用可能**と認識。 上記を踏まえれば、固定系非指定電気通信事業者にとって、引き続き円滑な協議のためのベンチマークとして有効に機能。
非効率性の排除	LRIC方式は、ボトルネック設備を保有・運用する**NTT東西殿の、当該保有・運用に係る非効率性を排除すること等を目的として導入されたものと認識**。 上記を踏まえれば、（仮にビル＆キープを原則化するとしても）原則化までの期間においても非効率性の排除のための役割は維持されるべき。

「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」第3項における長期増分費用（LRIC）方式に代わる手法の在り方

- 現時点において、裁定を要する具体的な課題が明らかになっておらず、また、ビル＆キープの対象呼についても議論中との認識でおります。

- 上記を踏まえ、現時点での整理ではなく、**今後具体的な課題が生じた段階で整理することが望ましいと考えます**。

その他：LRIC方式を廃止した後のNTT東西殿の非効率性排除について

- NTT東西殿が保持する第一種指定電気通信設備については、
  電気通信事業者の（音声に限らない）サービス提供に不可欠な基盤（ボトルネック設備）であると認識しております。

- 仮にビル＆キープの原則化に合わせてLRIC方式を廃止した際においても
  加入光ファイバ接続料等のボトルネック設備の接続料については、
  現在に引き続き、審議会の場における検証や意見募集を踏まえ、適切に検証をいただきたいと考えます。

Rakuten Mobile